

# 大学入試をめぐる諸問題

## 大学入学者選抜の基本的な問題点

名古屋大学助教授 佐々木 享

### 大学入試制度

大学入試がひき起しているさまざまな問題は、今日では社会問題の様相を呈している。それだけに、多くの人が大学入試のあり方に關連して発言しているが、それらの論旨に立ち入ってみると、大学入試制度にふれたものは意外に少ない。ここではまず、わが国の大学入試制度の若干の特徴について述べる。

わが国の教育制度の多くがそうであるように、大学入試制度も法令にその根拠をもっている。『広辞苑』で「制度」をひくと、「④制定された法規。国のおきて。」とある。大学入試制度は法令に根拠をもっている、というのとは当然のことである。『広辞苑』はついで、「②社会的に定められている、しくみやまじまり。」と述べて、「世襲制度」を例にあげている。後述するよき、大学入試制度に關する法令の規定は極めて少なく、大学入試の実際に立ち入ってみると、法令に規定されていない部分に問題が多い。この

ことが大学入試制度問題を複雑にしているのだが、ここではまず法令の規定から吟味してみる。

学校教育法の条文のうち直接に大学入試に言及した規定としては、大学入学資格を定めている第五十六条と、大学入試に關する事項を教授会が定める旨を規定している学校教育法施行規則第六十七条の根拠規定である第五十九条が重要な意味をもっている。

第五十六条の条文はつぎのとおりである。

大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十六条には、医学部、歯学部の特設課程への進学資格を定めた第二項があるのだが、ここでは、高校からの大学進学問題として現れる大学入試制度を檢討することに、第二項をめぐる諸問題は一切除外す

ることとし、また、第五十六条一項から導き出される教育法学的な多岐な問題にもあまり立ち入らないこととする。

右の規定で注目されることは、戦後のわが国では、高校卒業をもって大学入学資格の基本としている点である。大学入学資格の定め方としては、どういう学校で勉強したかに關係なく、ある種の試験で檢定される学力をもつ者に限るといふ方式もあり得る。実際わが国にも、第五十六条一項後段の規定を受けて、高等学校を卒業していない人のために大学入学資格檢定の制度（昭和二十六年文部省令第一三三号「大学入学資格檢定規程」）が設けられているが、これはいわば補完的の制度であって、大学入学資格の基本は高校卒業という点におかれている、と解される。（このほか、右の規定は、高等専門学校に學んでいる者についての大学入学資格を認めているが、これが大学入学資格の基本でないことはいうまでもない。）

他方、大学入学資格として必要とされるのは高校卒

業という資格であつて、全日制、定時制、通信制のいずれの課程に学んだかは関係がないし、普通学科、職業学科等どの学科に学んだかにも関係がないことに注目しておく必要がある。このことが大学入試の実際面に及ぼす事項については後述する。ここでは、普通科、職業科の卒業者に等しく大学入学資格を与えられているので、普通科のみでなく職業科もまた学校体系上の正統な中等教育として位置づけられている、という戦後日本の教育制度の民主的な性格を確認しておきたい。(戦前においては、中学校だけが正統の中等教育とされていた。この点で戦前の実業学校のうち入学資格、修業年限が中学校に等しいもの——いわゆる甲種実業学校の教育を中等実業教育と呼ぶことには問題がある。この種の実業学校については、専門学校入学者検定の無試験検定の指定を受けることによってその卒業者に上級学校入学資格が与えられたのであつて、学校体系上の中等学校として位置づけられていたわけではないからである。筆者は中等程度の実業教育と呼ぶべきものと考えている。これにたいして戦後の高校職業学校の教育は、中等職業教育の性格をもっているといふことができる。)

他方、大学入学資格をもつ大学進学希望者を受け入れられる大学側に関しては、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ」という学校教育法第五十九条の規定を受けて、同法施行規則第六十七條に、「学生の入学、退学、転学、留學、休學、進學の課程の修了及び卒業は、教授会の議を経た後、学長が、これを定める」という規定がある。大学入学者の選抜が大学自治の名のもとに大学固有の機能の一部であると解される法的根拠はこれらの規定にあるといふことができる。

法令の条文面に現れる大学入学者の選抜に直接に關連する規定は、ほゞ右の二つに限られ、これ以外には大学入試センターの設置とその趣旨を定めている国立学校設置法第九條の六、および、これを受けて定められた国立学校設置法施行規則第四十七條、四十條がある。これらのものである。(学校教育法第五十九條と同法施行規則第六十七條によれば、大学入学者の選抜に關する事項は教授会にゆだねられていると解されるが、他方、国立学校設置法もその施行規則には、「共通第一次学力試験」の趣旨に關する規定がふくまれており、両者の整合關係が問題となる。)

こうしてみると、大学は、学校教育法第五十六條の規定に拘束されるほかは、大学入学者の選抜方法に關しては自由に定められるかの如くにみえるが、実際には、大学入学者の選抜を適切に実施するために文部省が毎年各大学に出している通達など、さまざまな制約が設けられている。つきにこの点に立ち入ってみよう。

### 大学入学者選抜の基本原則

大学入学者の選抜方法は各大学の各学部が自由に決めてよいことになつてはいるからといって、入試の期日がまったくバラバラであつたり、学力検査の科目や範囲がバラバラであつたりすると、現在では大学の数だけでも国公立あわせて四年制大学四四六、短大五一七、計九六三校もあるのだからさまざまな困難な問題が発生する可能性がある。そこで文部省は毎年、四月ないし六月頃に、翌年春頃に実施すべき大学入試の方法の大綱の基準を、「昭和〇年度大学入学者選抜実施要項について」と題する各大学等宛の通達によつてしめしている。全国の各大学・学部はこの通達(正式

の文書には「通知」とある)を重要な手がかりとしてそれぞれの毎年の入学者選抜実施方法を定め、入試試験を実施している。この通達自体は法令とはいへないが、事実上毎年の大学入試の実施方法についての最も重要な基準となつており、その意味でこの通達はわが國の大学入試制度の重要な構成部分となつてゐる。

右の通達に記載されている事項は大学入学者選抜についての原則的な考え方から実施方法の細目にいたるまでひじょうに多岐にわたつており、しかも、毎年少しずつ交わつてゐる。(ただし、国公立大学の入学者選抜方法に共通第一次試験を導入することを決めた一九七七年六月三十日付の「昭和五十四年度以降における大学入学者選抜要項について(通知)」が前年度までの通達とは異なる点を多数ふくんでいたことはいふまでもない。)限られた紙幅で通達の細目を紹介することはできないし、またその必要もないので、ここでは、通達にみられる基本的な考え方を紹介し、あわせて、この通達と現実に行われている大学入試とのずれをふくむ若干のごく基本的な問題点を検討することとした。

#### (一) 能力・適性の原則

大学入試に關する毎年の通達は、その冒頭に、大学入学者の選抜に關してそのあるべき基本的な考え方を述べている。たとえば、七十七年六月の通達にはつぎのように書かれてゐる。

大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備へた者を②公正かつ妥当な方法で選抜するようになつて実施すること、③入学者の選抜のために高等學校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

右の文章(一)に書かれてゐることが(二)は、大学入

者選抜の基本原則、あるいは三つの内容をよくくんでい  
るので大学入学者選抜の三原則と呼ばれている。(略  
して、大学入試の基本原則、あるいは大学入試の三原  
則などともいわれる。)右のうち、①②③の番号は  
筆者がつけ加えたものである。

大学入学者選抜の基本原則をしめたこの文章は、  
ほとんど同文のまま、毎年の通達に掲げられている。

そこでここでは、①を能力・適性の原則、②を公正  
・妥当の原則、③を高校教育尊重の原則、と略称し  
て、この順序で若干の問題を検討してみよう。問題点  
に深入りする前に、それぞれの原則の意味の概略をい  
えば、①はいわば進学者希望者を大学生として受け入  
れる大学側の要望を表現しており、③は、高校教育  
は進学準備教育機関ではなく国民教育制度の一環なの  
だから、大学入試のあり方が高校教育をゆがめたりす  
るものであつては困るという高校側の要望を表現して  
おり、②は、入試方法の実際が二つの原則を尊重し  
ながら、全体として社会的に公正・妥当なものである  
べきだといふ要望を表現している、とらうことができ  
る。ひとつひとつの原則は、たんに通達に書かれてい  
るとはうたけでなく、今日ではひろく社会的に承認さ  
れ、支持されていゝと言つてよからう。しかし、実際面  
に立ち入ると、同時に尊重されるべき三つの原則の相互  
間に矛盾や場合によっては著しい対立が現れたりする  
ところに大学入試のむずかしさがある。

ところでこれら原則の順序であるが、一九六六年六  
月に出された「昭和四十四年度大学入学者選抜実施要  
項」までは、右の①と②の順序が逆で、「大学入学  
者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力  
のある素質のすぐれた者を選抜するように実施すると  
し、……」となつていたのである。この順序の入

れ替えについては、「単に修辭学的意味での改正と  
いうよりは、大学教育を受けるに値する能力・素質を  
もつた者——を選抜するのが、大学入学者選抜の第一  
義的目標であり、その方法のみにとらわれるべきでな  
いとの考え方が含まれている」という説明が、文教当  
局者から与えられている。三原則の順序はいわば機  
械的に並べたものではなく、一定の意味をよんでい  
るというのである。炯眼な読者は、この順序の変更  
が、共通第一次試験の導入に伴つて各大学・学部が独自  
に実施する第二次試験——それぞれの大学・学部ある  
いは学科が自分のところで必要とする能力・適性を見  
定めるための、高校からの推せん方式や論文テストを  
ふくむ独自の選抜方法の導入の伏線となつていたこと  
をみてとるのであつて。

大学入学者の選抜は、がらう直接には大学の教育  
・研究の維持発展のために必要な措置であつてそれ故  
に当該教授会にその実施方法を定める権限を認めてい  
るのであつて、その意味では、能力・適性の原則が第  
一に掲げられ重視されることに格別の問題はなく、②  
③の原則は、①の原則から導き出される自由の範囲  
にたいして社会が要請している枠組みとらうことが  
できる。

ところが実際には、たとえば公正・妥当の原則にき  
つへ縛られると、客観的な評価とらう点で疑問が生じ  
かねない高校からの推せん重視や、学力の検査への  
論文テストの導入はむずかしくなる。志願者が多く、  
合否の境界線に同程度の学力の者がひしめき合う大  
学・学部では、「公正」を期するために学力検査で一  
点でも多くとつた者を優先する方法をとるのが従来の  
方針であつた。これにきつへ縛られると、学力検査の  
点数ではほんの少し低い基礎的な学力はもつてい

という者の中に、素質や意欲という点でかえつて少  
ばかり点数の高い者よりも当該学部の学生としては望  
ましいというような受験生がいる場合に、従来からの  
学力検査のみではそういう者を見つけて出すことはむず  
かしいし、たとえ見つけ出しても合格者とすることが  
できないとらうことになる。そこで公平・妥当の原則  
のもと緊縛度についての理解を多少緩和しようとい  
うのが一九六九年にみられた方針転換の意味であつたと  
解されるのである。

実際問題としては、従前から私学の一部では、論文  
テストや面接、推せん等、学力検査以外の方法を採用  
していたのであるから、六九年の方針転換は、国公立  
大学にたいして特別に重要な意味をもつことになつた  
といつてことができる。そして実際にも、この頃から、  
推せんや論文テストなどの従来の学力検査以外の選抜  
方法が僅かずつではあるが、国公立大学の一部で採用  
されるよつになつた。これらの方式をとる大学学部が  
いっきよにふえただけでなく、ある意味では学部の独  
自性をよくんで試験のあり方にきつへ縛るをこらすべきた  
などと言われるようになったのは共通第一次試験採用  
以後のことであるが。

このような方針転換がうち出されてきた背景、ある  
いはまたこの方針転換がかなり広範な大学人に支持さ  
れるに至つた背景は単純ではない。ここでは、受験勉  
強や進学指導が過熱してきた結果として、少なからぬ  
大学人が、従来の学力検査一点ばりの方式で測られる  
受験生の「学力」に疑問——ある場合には危機感をい  
だくよつになつていゝという事実だけを指摘しておこ  
う。この疑問はかなりの深刻であつて、それは、共通一  
次試験や二次試験のあり方やそれに付随する問題につ  
いての高校側の不満をかき消してしまふ程強くなつて

ある、と云つてゐる。

## (1) 公正・妥当の原則

公正・妥当の原則は、一般的な意味では、受験生やその親の財産、身分、職業、出身階層、性あるいは大学当局者との縁故など、受験生の能力、適性以外の要素が合否を左右するものなことがあってはならないと云う。民主的な市民社会にひろく承認された原理を確認したものと云つてゐる。この点で、戦前に進学のみちがとゞまられていた女性にたいする差別が許されなくなつたことは重要である。今日では、国公立大学では商船大学に至るまで女子に進学のみちを開いてゐる。

しかし、実際には、私学の一部とくに医学部・歯学部などにおいて多額の寄付や大学当局者の縁故などが合否を左右している事実があつて、社会的に問題となつてゐることは周知のことである。このような選抜方式が学部教授会の議を経ないで行われてゐるような場合には、とくに問題が多い。

また、合理的な理由なく、身体に障害をもつ者に進学のみちをさげすむことは公正・妥当の原則に反する疑いがあるといわなければならないが、この点で、今日のわが国大学の身体障害者の受け入れ方には問題の多いことが指摘されている。また国際交流が盛んになるに伴つて、外国人のわが国への進学希望者もふえてゐるが、彼らについては、公正の原則を機械的に適用して邦人と同様の学力検査を受けさせるのではなく、別個の方法を採用してゐる大学学部が少なくないことが注目される。

しかし、大部分の進学希望や大学入には、公正・妥当の原則は、学力検査の採点方法も調査書（いわゆる内申書）の活用の方を公平に行つていふを要する原則として理解されている。そしてこの点から、大学側が、合否判定の手がかりとして調査書を積極的に活用することを中心としてゐることは、ひろく知られてゐる（28ページ以下）。

また戦後においては、この公正・妥当の原則に関連して、学力検査等の採点の客観性ということが大へん強調されるようになったことが注目される。このため採点の客観性に疑問が生じやすい論文テストや記述式で解答を求める検査方法が激減してしまつた。しかしこの十年来、客観性の強調——もちろんそれだけではないが——がもたらした受験生の学力のあり方に能力・適性の原則の観点からかなり重大な疑問が投げかけられるようになり、これが大学入学者選抜方法の改革の一つの重要な契機となつたことは、前述のとおりである。

しかし、公正・妥当の原則をこまめに貫くかといふことになると、次の、高校教育尊重の原則との関係では、いさう多くの問題が生じてゐる。たとえば、近年の高校学習指導要領の教育課程改訂方式は学年進行で改訂することになつてゐるので、高校の教育課程は、改訂をはじめから全日制の場合は三年間で、定時制の場合は四年間で完結することになる。そこで大学入試の学力検査科目は、改訂学習指導要領の実施三年後には全面的に改訂されることとなるが、その年に定時制課程ではなお旧教育課程で卒業者が卒業する。そこで大学側は、大学入試の学力検査科目については、その年に限つて、新教育課程によるものほか、旧教育課程によるものを用意しなければならない。このような措置をとることは、高校教育尊重の原則に由来してゐるといえるが、同時に、全日制課程と定時制課程

(28ページ以下) (29ページ以下)

## (28ページ以下から30ページ)

製紙業の飛躍的發展の結果筆記に使える更紙が安価に供給されたこと、前回説明した学童用鉛筆の普及とこれがドッキングして、大正末から昭和にかけて、この学習帳は多くの子どもたちをとらえた。

ノート・学習帳の普及は、授業を一変させた。子どもの筆記が容易になつたから、授業の密度は著しく濃くなつたし、家庭学習、つまり宿題も可能となつた。従前石盤では重くて携帯不能だし、和紙に書いてこつたと命じたら親から抗議が出てくる。いきおい、教科書を読んでおくこと程度の宿題しかありえなかつたのである。子どもにとつても、鉛筆と更紙とを使つてドリルが可能になつたし、その結果の蓄積もできるようになつた。

さらに、パリ・ロニエールの地下活動が創始したといわれる孔版印刷術（これに必要な蠟ひき原紙は開国後に輸出された土佐紙により可能となつた。日本の開国が遅れていたらパリ・ロニエールの地下情宣活動も変わつていたはずである）と、安価な洋更紙とが学校に導入されて、副教材や子ども文集なども、容易に作り出されるようになった。鉛筆とともに、この国産洋更紙と孔版印刷器との普及なくして、昭和初期における生活綴方運動の展開は、不可能だつたといえる。和紙により保証された「かく」文化の伝統が、新しい洋更紙の出現によつて、すべれた教育方法として新たな生命をうつることができたのである。

紙が文化と教育を変へる、この意味はもっと追究されてよいであらう。

(9) ページ中段からのしりぞき

を不当に差別することには認められていないからという意味をもっているのだ、公正・妥当の原則に由来するところではできないのである。(7) のような過渡期の措置を浪人対策に思っている人がある。結果としてそういう効果を発揮しているが、企図がそこにあるわけではない。念のため。

現行の共通第一次試験学力検査科目に「英語A」や「基礎理科」がふくまれていることは、これらの科目を学んだ者も高卒者であることには何ら変わりはないという意味で高校教育尊重の原則で説明されるが、ここでは同時に公正・妥当の原則が貫かれているともいえる。そしてこの場合、当初国大協側は「英語A」や「基礎理科」を学力検査科目に加えることを考えてはいなかったのだから、能力・適性原則が公正・妥当原則や高校教育尊重原則とのかねあいでは一定の制約を受ける例証の一つとなつていざるわけである。